

社会福祉法人まごころ会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人まごころ会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び評議員及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬並びに交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬並びに交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬並びに交通費を支払うことができる。

2. 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に務めた場合は、別表2により報酬並びに交通費を支払うことができる。

3. 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬並びに交通費を支払うことができる。

4. 施設の職員を兼務する役員については、第4条の規定は適用しない。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬並びに交通費を支払うことができる

なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会（出席）及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬並びに交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

2. 旅費は、実費を支給する。

3. 業務遂行に必要な経費については、原則として実費を支給する。

4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6. このほか役員の出張に関して、本規定に定めのないものは、旅費規程を準用する。

(改正)

第7条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

1. この規定は、平成20年4月1日より適用する。
2. この規定は、平成27年4月1日より改正・施行する。

別表1(日額)

名 称	日 当	交通費
理事会及び評議員会出席報酬等	5,000円	実費

別表2(日額)

名 称	日 当	交通費
理事長業務報酬等	8,000円	実費
理事業務報酬等	5,000円	
評議員業務報酬等	5,000円	
監事監査指導報酬等	5,000円	

別表3(日額)

旅 費	宿 泊 費	日 当
実 費	15,000円の範囲内で実費支給	3,000円